

岩手県監査委員告示第 25 号

監査結果の公表（平成 19 年岩手県監査委員告示第 22 号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により岩手県教育委員会から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成 19 年 11 月 6 日

岩手県監査委員 中 平 均

岩手県監査委員 工 藤 勝 子

岩手県監査委員 菊 池 武 利

岩手県監査委員 谷 地 信 子

- 1 監査対象機関名 岩手県教育委員会事務局生涯学習文化課
- 2 監査実施日 平成 19 年 9 月 7 日
- 3 監査結果の公表の日 平成 19 年 10 月 5 日
- 4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
超過勤務手当の支給に当たり、支給すべき金額より少なく支給しているものが 3 件、53,831 円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	超過勤務手当の支給事務に誤りがあったため、支給すべき金額より少なく支給しているもの 3 件、53,831 円について、平成 19 年 10 月分給与において支給の処理を行った。今後は、事前に振替日を指定させるなど適切な事務処理に努める。